

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年11月18日開催（日本証券業協会）]

1. インターネット取引における不正アクセス・不正取引事案への対応について

- 証券口座の不正アクセス・不正取引事案については、2025年10月15日に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正・施行し、フィッシングに耐性のある多要素認証の必須化など、セキュリティ対策の強化を求めている。
- フィッシングに耐性のある多要素認証の必須化については、原則として2026年6月末までの実施をお願いしているところであるが、2025年10月の被害状況をみると、発生社数及び件数ともに9月から増加に転じており、顧客財産の安全のため、早急の導入に向けて対応を進めていただきたい。
- また、被害を受けた顧客への補償については、安心して投資が行える環境の再構築に向けた誠意ある対応をお願いしたい。
- 各証券会社においては、引き続き、セキュリティ対策は経営陣の責務と認識し、顧客被害の拡大防止と再発防止のために万全を尽くしていただきたい。

2. 「金融商品取引業等に関するQ&A」の改訂について

- 海外で組成された暗号資産ETFを原資産とするデリバティブ商品の取扱いについては、暗号資産ETFの国内における組成・販売が認められていない状況を踏まえると、投資者保護上の懸念があることから、望ましくないと考えている。
- そのため、主に当該商品の取扱いを検討している金融機関に対し、監督当局の考え方を示すことを目的として、2025年10月31日、「金融商品取引業等に関するQ&A」を改訂し、金融庁ウェブサイト公表したので、日本証券業協会の会員各社においても確認をお願いしたい。

3. 証券会社を取り巻く足元の状況について

- 証券会社各社が公表した2025年度上期決算（4～9月期）は、株高等の好調な市場環境を背景とし、大手証券会社を中心に、ネット系や地域証券会社も含め総じて良好であったと承知している。
- 国内株式市場の好調は継続しているが、今後も、国内外の様々な情勢の変

化を受け、急激な相場変動が生じる可能性は否定できず、金融庁も日々注視している。

- さらに、期初には米国の関税措置に伴う影響等による先行き不透明感も認められたが、各証券会社においては、中長期的な資産形成に向けたコンサルティングを継続し、顧客のニーズを捉えたサービス提供を行ってきたものと承知している。
- あらためてではあるが、資産運用立国に向けて、証券会社は、顧客の最善の利益に資する金融商品を顧客に提供する重要な役割を担っている。顧客が長期・積立・分散により安定的な資産形成を実現できるよう、丁寧な説明や冷静な対応の呼びかけ、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き、顧客対応に万全を期していただきたい。
- 経営陣においては、国内外の市場動向に留意しつつ、営業現場も含めて、会社の隅々まで目を配り、適切な業務運営が行われているか随時確認いただき、より良いサービスの提供に努めていただきたい。

4. オルツ社の不正会計事案について

- 2024年10月に東京証券取引所に上場したオルツについて、有価証券報告書等の虚偽記載を理由に短期間で上場廃止となったため、投資家も含めた市場関係者の信頼を揺るがす事態を招いたことは大変遺憾である。
- 引受審査を行う証券会社は、日本証券業協会の自主規制規則等を踏まえ適切に審査を行うことが求められている。金融庁としては、まずは今般事案の関係者が事実関係や原因・課題について精査・検証を進める必要があると考えているが、金融資本市場の信頼回復に向けてどのような取組が必要かについては、改めて議論したい。

5. 資産運用立国の更なる推進について

- 2025年10月、高市新総理の下で新たな政権が発足したが、高市総理や片山金融担当大臣が表明されたとおり、金融を通じて成長戦略を加速させるため、「資産運用立国」に向けた貯蓄から投資への取組を継続し、その実現に向けて、更に発展させていく。
- 2025年11月4日に開催された「日本成長戦略本部」においても、金融を通じ、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つための戦略を策定するよう総

理指示があった。

- 具体的には、コーポレートガバナンス改革を通じた企業価値の向上、企業への成長資金・リスクマネー供給の強化、家計の安定的な資産形成の支援、資産運用サービスの高度化や、アセットオーナーの機能向上等、それぞれの分野で取組を推進していく。
- くわえて、金融を通じて、必要な資金・人材・知恵を日本の企業や地域に集結させ、その価値向上を目指すため、年内に策定する「地域金融力強化プラン」も含めた戦略を策定し、官民連携で取り組んでいく。
- それにより、「危機管理投資」「成長投資」の戦略分野を含めた日本の供給構造の強化を金融面から支え、世界の投資家が信頼を寄せる経済を実現することで、世界の資本が流れ込む好循環を生み出すことに貢献してまいりたい。

6. 地域金融力強化プランについて

- 金融庁では、「地域金融力強化プラン」を2025年内に策定する予定である。地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して、地域金融の地域経済に貢献する力(=「地域金融力」)を発揮できるよう、関連施策を取りまとめる。
- 足元、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」が開催されており、直近では10月28日に開催している。ワーキング・グループでの議論も踏まえながら、年内にプランの取りまとめを行いたい。
- 地域の事業者・経済の持続的な発展に当たっては、地域金融機関に限らず、地域内外の様々なプレイヤーとの連携が重要である。各証券会社におかれても、プランに御関心をお寄せいただきたい。

7. Japan Weeks2025について

- 2025年10月20日から24日をコアウィークとして、Japan Weeks2025を開催し、本年は、昨年の70件を上回る約90件のイベントが開催された。他国の金融機関や当局も参加し、国際的にもJapan Weeksに関する認知が進んだものと考えている。日本証券業協会及び各証券会社には、イベントの主催や参加、プロモーションなど、それぞれで御協力をいただいた。
- 2026年のJapan Weeksは、現時点で未定ではあるが、新政権においても「成長戦略を加速させるためには、金融の力が必要」との方針が示されてい

ることから、引き続き、よく連携・協力していきたい。

(参考) 日証協主催の政府登壇イベント

・10月2日(木) 15:00~16:00 全国証券大会

(石破前総理ビデオメッセージ: 15:15~15:20、加藤前大臣挨拶: 15:20~15:30)

・10月20日(月) 13:00~18:00 スタートアップフォーラム~市場関係者から見た日本のスタートアップの現在地と、その先へ~

(西野前政務官冒頭挨拶: 13:05~13:10)

8. NISA口座の利用状況に関する調査結果について(令和7年6月末時点)

- 2025年9月24日、NISA口座の利用状況調査(2025年6月末版)を公表した。NISA口座数は、約2,696万口座、総買付額は約63兆円となった。
- また、11月13日、都道府県別のNISA口座の利用状況調査(2025年6月末版)を公表した。
- NISA口座の利用状況調査は、2024年までは年4回(3月末、6月末、9月末、12月末)実施していたが、2025年以降は年2回※(6月末、12月末)としており、引き続き御協力をお願いしたい。

※ 2025年3月末時点調査は臨時的に実施したもの。

9. 「決済高度化プロジェクト」の設置

- 金融庁では、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念の解消につながるよう、2017年9月に「Fintech実証実験ハブ」を設置し、関連法令の解釈やコンプライアンス・監督対応上の論点整理等の面から実証実験を支援してきた。
- 足元、クロスボーダー送金の効率化やセキュリティトークンのDvP決済など、ブロックチェーン技術を活用した決済高度化の検討に国内外で進展がみられ、実証実験に移るものも現れている。技術の進展が早い分野であることから、関連法令の解釈を含め、実証実験の進め方に悩むケースが出てくることも想定される。
- こうした観点を踏まえ、2025年11月7日、決済分野に特化した「決済高度化プロジェクト」(PIP: Payment Innovation Project)をFinTech実証実験ハブ内に立ち上げ、第1号案件として、3銀行グループによるステーブルコインの共同発行に係る実証実験を採択した。PIPでは、ブロックチェーン

技術や関連法令、海外動向など、決済分野に深い知見を持った担当者を支援チームに重点的に配置し、個々の実証実験をサポートしていく。

- 決済高度化につながる取組をお考えの際には、PIP の活用も御検討いただきたい。

10. サイバーセキュリティに関する取組について

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金融機関にとって決して他人事ではなく、自分事として取り組むことが重要である。サイバーセキュリティは、事業継続やお客様の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応をお願いしたい。

<金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall2025) >

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall2025) を実施した。
- 参加金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に関与いただいた。演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

<サイバーセキュリティセルフアセスメント (CSSA) >

- 先般実施した CSSA は、今回初めて「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」に基づく自己評価を行ってもらった。個別結果は 2025 年 11 月に各金融機関へ還元する予定で、更に詳細な分析や横断的な示唆は後日改めて共有するので、ぜひ今後の取組に活かしてほしい。

<耐量子計算機暗号 (PQC) 対応>

- 金融 ISAC において「日本の金融機関のための PQC 移行ガイド」が作成され、その中に PQC 移行の具体的な移行ステップも含めた全体像が示されている。PQC への移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各証券会社において、金融 ISAC のガイドも参考にしながら、体制整備、シ

システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めていただきたい。

11. レビキャリ研修ワークショップの再開について

- レビキャリの登録金融機関数が 200 機関を超え、地方銀行及び第二地方銀行においては全て登録に至った。これに伴い、全ての都道府県で求人登録の数も増え、マッチングの機会も加速していくことが見込まれるため、引き続き人材登録への御協力をお願いしたい。

(参考) 2025 年 10 月末時点での実績は、大企業人材の登録者数：累計 5,579 人、
登録金融機関数：211 機関、マッチング件数：277 件

- 2024 年 10 月より休止していた研修ワークショップについて、2025 年 9 月より再開しており、登録者は無料で利用できるため、登録者へ周知いただきたい。

12. 多国間制裁監視チームによる報告書公表について（北朝鮮関連）

- 2025 年 10 月、多国間制裁監視チーム (Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT) は、「北朝鮮によるサイバー及び IT 労働者の活動」をテーマに、第 2 回目の報告書を公表した。
- 報告書には、暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT 労働者による外貨獲得並びに情報窃取を含む北朝鮮によるサイバー活動に係る具体的な情報が記載されている。
 - ・ 報告書の対象期間（2024 年 1 月～2025 年 9 月）に、北朝鮮は少なくとも 28 億米ドル相当の暗号資産を窃取。
 - ・ 中国、ロシア、アルゼンチン、カンボジア、ベトナム、UAE を含む外国拠点の仲介者等に依存し、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄。
 - ・ 軍事装備品等の販売・移転を含む調達取引にステーブルコインを使用。
- 各金融機関においては、本報告書も参考に、引き続きサイバーセキュリティ対策、マネー・ローンダリング対策の強化に取り組んでいただきたい。

(参考 1) 多国間制裁監視チーム (Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT)

2024 年 4 月に安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了したことを受け、同年 10 月、日本を含む同志国は多国間制裁監視チーム (MSMT) を設立。参加国は、日本、オースト

ラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド、韓国、英国及び米国の 11 か国。

(参考 2) 外務省報道発表「多国間制裁監視チーム (MSMT) 第 2 回報告書の公表」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02871.html

(参考 3) 報告書には、北朝鮮関係者が DMM Bitcoin から約 308 百万ドル相当の暗号資産を窃取した事案についても記載。

13. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025 年 9 月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活 (スナップバック) が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正 (9 月 28 日公布・施行) 等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、9 月 30 日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する取引について (要請)」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

14. 預金保険法に基づく財産調査への協力依頼について

- 預金保険機構は、金融機関から買い取った債権を整理回収機構が円滑に回収できるよう支援するために、財産調査を実施しており、その一環として金融機関等に対して照会ないし協力要請を行っている。これらの照会等は、個人情報保護法上の本人の同意を得ずに第三者に提供することができる「法令に基づく場合」に該当するものであるが、この点について十分な御理解がいただけなかった事例もあったと思われる。
- 今般、個人情報保護委員会が策定する「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」に、「法令に基づく場合」の例として、預金保険機構が預金保険法附則第 13 条に基づき行う照会・協力要請が追加掲載された。
- この追加掲載を契機として、預金保険機構は、各業界団体宛てに、同機構理事長名で協力等依頼文書を発出したので、御協力をお願いする。

15. IOSCO 代表理事会の開催

- 2025 年 10 月 27-28 日に、IOSCO（証券監督者国際機構）の代表理事会がスペイン・マドリードで開催された。今回の IOSCO 代表理事会においては、2026 年作業計画、フィンテック、集団投資スキームの評価など多岐にわたって議論が行われ、様々な最終報告書や市中協議文書の公表が承認された。日本証券業協会に関係するものとして、特に、プリヘッジに関する最終報告書について触れたい。
- プリヘッジとは、顧客の取引意向を把握したディーラーが、顧客との取引に先立ち市場で売買を行い、取引リスクを管理する手法。価格発見の促進、市場インパクトの抑制などのメリットがある一方、情報の悪用、透明性の欠如、価格や流動性への悪影響といったリスクが存在する。

(参考) プリヘッジに関する業界規範としては、グローバル FX コード（FXGC 策定）、債券・通貨・商品（FICC）市場における大口取引の執行に関する基準（FMSB 策定）、グローバル貴金属コード（LBMA 策定）などが存在するが、すべてのアセットクラスをカバーしていないことや、金融当局による監督・エンフォースメントの仕組みがないことなどが問題となっている。
- IOSCO のプリヘッジに関する最終報告書は、プリヘッジの定義に加え、プリヘッジの実施及びコンダクト・リスク管理に関する勧告をとりまとめたもの。具体的には、プリヘッジに係る方針・手続・管理体制の整備、顧客への明確な開示、顧客からの事前同意の取得などを求めている。
- 日本証券業協会には、これまでも説明会等を実施してきたところであるが、今般の最終化を受け、改めてその内容について説明会を実施する予定である。勧告の国内実施に向けて、引き続き日本証券業協会とよく連携したい。

16. 10 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2025 年 10 月 15 日から 16 日にかけて、ワシントン D. C. において G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に公表された議長総括及び成果物を踏まえ、金融関連の主な論点を御紹介する。
 - ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準を実施することの重要性が再確認されたほか、過去 15 年間の G20 金融改革の実施をレビューした金融安定理事会（FSB）の中間報告書が公表された。同報告書では、バーゼルⅢなどの重要な改革の実施が不完全であり、実施の遅れと法域間の不整合性がグローバル金融システムにとってのリスクとなっ

ている点を指摘している。

- ・ また、暗号資産及びグローバル・ステーブルコイン（GSC）に関するFSBのグローバルな規制枠組みの実施の進捗を評価するピア・レビュー報告書が公表された。規制整備が遅れている法域が多い中、日本は、EUや香港と並んで、暗号資産・ステーブルコインの両分野において規制整備が完了しているとの高い評価を受けている。ステーブルコイン発行者に対するストレステストの不実施など、指摘を受けた部分については、今後の規制・監督上の検討に役立てていく。
 - ・ ノンバンク金融仲介（NBFII）に関しては、ヘッジファンドなどを含むNBFIIのデータの課題及び脆弱性に対処するためのFSB及び基準設定主体（SSBs）による作業が支持された。
 - ・ クロスボーダー送金に関しては、G20ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。
 - ・ サステナブルファイナンスに関しては、殆どのメンバーが、「2025年G20議長国・サステナブルファイナンス作業部会共同議長 サステナブルファイナンス報告書」における気付きと拘束力のない勧告を支持した。勧告には、気候への強靱性の移行計画への統合、リスク評価の改善、自然災害の保険補償ギャップへの対処等が含まれている。
- 2025年12月より米国がG20議長国を務める予定である。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

（以 上）